



ハラスメント防止セミナー参加報告書

中掘りゆういち

日時:令和8年1月20日

会場:豊明市役所 4階第1委員会室

1 ハラスメントとは:日常生活や職場において他者に対して精神的または身体的な苦痛や不快感を与える言動や行為を指します。この行為は、権力関係や立場の差を背景に、相手を傷つけたり業務環境を悪化させたりすることが含まれます。重要な判断基準は、加害者の意図ではなく、被害者がどのように感じたかという点であり、一度の行為で成立する場合もあれば、繰り返し行われることで成立する場合がある。特に職場内の上下関係においては、被害者が「NO」と意思表示をしにくい構造的な問題も存在する。

次に、ハラスメント防止が求められる背景には、個々人の人権意識の向上や法令の改正があります。労働施策総合推進法の改正により、企業にはパワーハラスメント防止措置が義務付けられ、中小企業においても2022年4月から適用されることとなった。また、若年層においては、職場の精神的安全性や人間関係の質が重視される傾向が強まっています。ハラスメント行為は、その内容によって刑法上の犯罪として処罰される可能性があり、暴力行為や名誉毀損、侮辱などが該当する。さらに、刑法に該当しない場合でも、民法上の不法行為として損害賠償請求が可能であり、従業員がハラスメントを行った場合には、使用者も責任を負う可能性がある。

2 ハラスメントの具体的な種類:資料では、ハラスメントを様々な環境や関係性で分類し、以下のような具体例が挙げられている。

① 仕事・職場の環境ハラスメント

- ・パワーハラスメント(パワハラ):立場上位の者が必要以上の言動や行動で精神的苦痛を与える行為。
- ・時短ハラスメント:本的な改善策なく、仕事を短時間で強要すること。
- ・リストラハラスメント(リスハラ):自主退職を促すために、働きにくい部署へ異動させること。
- ・カスタマーハラスメント(カスハラ):顧客が提供会社や店員に対して行う嫌がらせ。

② 人間関係・個人間のハラスメント

- ・セクシャルハラスメント(セクハラ):性的な言動による不快感を与える行為。
- ・モラルハラスメント(モラハラ):人格否定など倫理や道徳に反した嫌がらせ。

- ・ロジカルハラスメント（ロジハラ）：論理的に相手を責め立て、感情を考えずに正論だけを突き通す行為。

- ・ソーシャルハラスメント（ソーハラ）：SNSなどで誹謗中傷したり、誤解を招くような評価を広める行為。

③ ライフステージ・環境のハラスメント

- ・マタニティハラスメント（マタハラ）/パタニティハラスメント（パタハラ）：妊婦や育休取得者に対する不用意な言動や態度。

- ・エイジハラスメント（エジハラ）：年齢を理由にした差別的な発言や扱い。

- ・スメルハラスメント（スメハラ）：周りの人が嫌がる臭いを漂わせること。

- ・ヌードルハラスメント（ヌーハラ）：麺類の食べ方で音を立てることを嫌がること。

これらのハラスメントは、加害者の意図にかかわらず、被害者がどのように感じたかが重要であることを強調しておきます。今後も、ハラスメント防止に向けた取り組みを強化し、環境の改善に努めます。

以上